



本商品は新規の販売を停止しております。  
記載の内容は、この資料が作成された2019年1月時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。

## 契約概要／重要事項のお知らせ

(注意喚起情報を含む)

終身がん保険

### 個人情報のお取扱いについて

#### ▼ 保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的

・当社のご契約の申込みにおいて取得する個人情報について次の目的のために利用いたします。

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

※当社は機微(センシティブ)情報を含め、取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持いたします。なお、取得した申込書関係書類等についての返却は行いません。

#### ▼ 機微(センシティブ)情報について

- ・当社は各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、医事研究・統計、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、保健医療等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、取得した機微(センシティブ)情報は既に取得しているものも含まれます。
- ・なお、機微(センシティブ)情報は、法令等により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

※個人情報のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- ・お申込みに際しましては、この「契約概要」「重要事項のお知らせ(注意喚起情報を含む)」のほか、必ず「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。
- ・当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点における当社所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

### ご契約前に十分にお読みください。

この書面は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「重要事項のお知らせ(注意喚起情報を含む)」に分類して記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この商品は、ニッセイ・ウェルス生命を引受保険会社とする**生命保険**です。

[募集代理店]

[引受保険会社]

### ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1

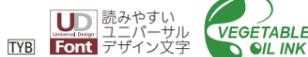
フリーダイヤル ☎ 0120-817-024

受付時間：平日(月～金曜)午前9:00～午後5:00(土・日曜、祝日は除きます)

※ お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

www.nw-life.co.jp

NW-03-18001-00(18.10) G10021-1901



[引受保険会社]

 ニッセイ・ウェルス生命

# 契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## 1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-817-024 (カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

## 2 この保険のしくみについて

- この保険の正式名称は、終身がん保険です。
- がんと診断確定された場合、がん診断確定時から、がんによる入院・手術・退院後療養まで一生涯にわたり保障します。
- がんにより死亡・高度障害状態になられた場合に、保険金をお支払いします。

【しくみ図】がん入院給付金日額60,000円の場合

給付の内容	ご契約プラン		
	A300型	A100型	B型
がん診断給付金 (保険期間を通じ1回限り)	1,800万円	600万円	がん診断給付金はありません。
がん入院給付金	入院1回につき日額60,000円×入院日数		
がん手術給付金	手術1回につき 120万円		
がん在宅療養給付金	退院1回につき 180万円		
がん死亡保険金/ がん高度障害保険金	6,000万円		

待ち期間(90日)\*

終身保障

保険期間の始期 責任開始日

※当図はイメージをあらわしたものです。

\*がんに対する保障は、保険期間の始期からその日を含めて90日(待ち期間)を経過した日の翌日(責任開始日)から始まります。

## 3 ご契約のお取扱いについて

ご契約年齢(被保険者の満年齢)	25歳～70歳
保険期間・保険料払込期間	終身
がん入院給付金日額	10,000円～60,000円*(1,000円単位)
保険料払込方法	・年払 ・半年払 ・月払
契約形態(新契約)	・契約者：法人 ・被保険者：役員等 ・死亡保険金受取人：法人 ・その他の給付金・保険金等の受取人：法人(法人契約の特則による)
保険料払込経路	・送金扱 ・口座振替扱

\*同一被保険者で、当社の他の医療保険・入院特約等のご契約がある場合には、入院給付金日額を通算して60,000円を超えることはできません。

※具体的なご契約内容については、「契約申込書」にてご確認ください。

## 4 保障内容について

- 被保険者が責任開始日以後の保険期間中に、次のお支払事由に該当した場合、給付金・保険金が支払われます。

お支払いする 給付金・ 保険金	ご契約プラン			お支払事由
	A300型	A100型	B型	
がん診断 給付金*1	がん入院給 付金日額の 300倍	がん入院給 付金日額の 100倍	がん診断給 付金はない ません。	がんと診断確定されたとき
がん入院 給付金*2	がん入院給付金日額×入院日数			診断確定されたがんの治療を直接の目的として入院*3をされたとき
がん手術 給付金	がん入院給付金日額の20倍 (手術1回につき)			診断確定されたがんの治療を直接の目的として手術*3をされたとき
がん在宅 療養給付金	がん入院給付金日額の30倍 (退院1回につき)			がん入院給付金のお支払事由に該当し、保険期間中に生存退院されたとき
がん死亡 保険金	がん入院給付金日額の1,000倍			診断確定されたがんを直接の原因として亡くなったとき
がん高度 障害保険金	がん入院給付金日額の1,000倍			診断確定されたがんを直接の原因として所定の高度障害状態*3に該当したとき

\*1 がん診断給付金は、保険期間を通じ1回限りのお支払いとなります。

\*2 がん入院給付金の支払日数に制限はありません。

\*3 対象となる「入院」「手術」「高度障害状態」については、主契約の約款のそれぞれ「別表4」「別表5」「別表2の(1)」をご確認ください。

※対象となる「がん」については、主契約の約款「別表1(悪性新生物および上皮内新生物)」をご確認ください。

- 責任開始日前を含めて初めて診断確定されたがんが、お支払いの対象となります。
- 被保険者が入院中に、責任開始日以後がんが診断確定された場合には、診断確定前の入院については、がん入院給付金をお支払いしません。
- 同時に同じまたは異なる種類の手術を受けた場合は、1回の手術としてがん手術給付金をお支払いします。
- 退院日の翌日からその日を含めて60日以内に被保険者が再入院をした場合のがん在宅療養給付金のお支払額は、退院日の翌日からその日を含めて再入院日の前日までの日数にがん入院給付金日額の50%を乗じた金額とします。この場合、この金額を超える支払済のがん在宅療養給付金については、以後にお支払いする給付金から差し引きます。
- がん死亡保険金とがん高度障害保険金は、重複してお支払いいたしません。
- がん高度障害保険金がお支払された場合には、被保険者が高度障害状態となった時からご契約は消滅します。入院中にがん高度障害保険金のお支払事由に該当した場合、当該入院については継続してがん入院給付金をお支払いします。
- 被保険者が亡くなられたときは、その時からご契約は消滅したものとします。なお、がん以外の事由により亡くなられた場合、このご契約の責任準備金をご契約者にお支払いします。ただし、ご契約者の故意により被保険者が亡くなられた場合には、責任準備金をお支払いしません。
- 保険金がお支払される際、保険金のお支払事由に該当した時のこのご契約の責任準備金額が保険金の支払額を超える場合は、その超える部分の金額を保険金の支払額に加算します。

## 5 保険料の払込免除について

被保険者が保険料払込期間中に、次のいずれかの状態になった場合には以後の保険料のお払込みを免除します。

- 保険期間の始期以後の所定の不慮の事故\*により、その日から180日以内に所定の身体障害の状態\*になられたとき
- 保険期間の始期以後に発生したがん以外の事由により所定の高度障害状態\*になられたとき

\*対象となる「不慮の事故」「身体障害の状態」「高度障害状態」については主契約の約款のそれぞれ「別表3」「別表2の(2)」「別表2の(1)」をご確認ください。

※ 保険料のお払込みが免除された後は、入院給付金日額の減額、払済保険への変更等の契約内容の変更はお取り扱いいたしません。

## 6 配当金について

この保険に配当金はありません。

## 7 解約払戻金について

- ご契約を解約された場合には、解約払戻金をお支払いします。
- 解約払戻金額は、ご契約年齢、経過年月数等によって異なります。また、解約払戻金額はほとんどの場合、お払込みいただいた保険料累計額を下回ります。

## 8 契約者貸付について

- ご契約者は、貸付時の解約払戻金の9割（保険料の振替貸付または契約者貸付がある場合には、その元利金を差し引いた残額）の範囲内で当社所定の利率によって貸付を受けることができます。
- 元利合計額（保険料の振替貸付による元利合計額も加算します）が解約払戻金額を超えることとなる場合には、事前にその旨をご契約者に通知します。この場合、当社の指定した期日までに当社の定める金額をお払込みください。お払込みがない場合には、当社の指定した期日の翌日からご契約は失効します。

## 9 払済保険への変更について

解約払戻金をもとに、原契約と同一種類の払済保険への変更をお取り扱いいたします。したがって、給付内容の型（A300型、A100型／B型）は元のご契約と同一となります。

※ 払済がん入院給付金日額の最低限度額は5,000円となります（単位は100円）。変更時の払済がん入院給付金日額が、最低限度額に満たない場合は払済保険への変更はお取り扱いいたしません。

## 10 法人契約の特則について

ご契約者および死亡保険金受取人が法人の場合は、法人契約の特則が適用され、がん診断給付金、がん入院給付金、がん手術給付金、がん在宅療養給付金およびがん高度障害保険金の受取人はご契約者である法人となります。

この「重要事項のお知らせ(注意喚起情報を含む)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## 1 ご契約者が法人の場合は クーリング・オフ制度をご利用いただけません

ご契約者が法人の場合は、ご契約のお申込みの撤回や保険契約の解除はできません。

## 2 告知義務について

■ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。

■ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態等、当社が「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■**今までに、がんにかかったことのある方は、ご契約いただけません。また、がん以外でも健康状態・今までの傷病歴によってはご契約をお引受けできない場合があります。**

### 〈告知受領権について〉

告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

### 〈ご契約のお申込み内容や告知内容のご確認について〉

当社の確認担当社員または当社で委託した確認当事者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求および保険料のお払込み免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

### 〈告知義務違反について(正しく告知をされなかった場合)〉

- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、保険期間の始期(復活の場合は最終の復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- 保険期間の始期(復活の場合は最終の復活日)から2年を経過していても、保険金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

●告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。

●ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これらをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません(ただし、「保険金等のお支払事由または保険料のお払込み免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります)。この場合には、解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

●なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、**例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

### 〈「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。〉

- 一般のご契約と同様に告知義務があります。「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の保険期間の始期」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為がその適用の対象となります。
- よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおりご契約が解除・取消となることもありますので、**ご留意くださいますようお願いいたします。**

## 3 保険期間の始期および責任開始日について

■当社にご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合には、当社は第1回保険料(相当額)を受取った時(告知される前に受取ったときは告知の時)を保険期間の始期とします。

■保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始日とし、その日から当社にご契約上の責任を負います。ただし、保険料の払込免除については保険期間の始期からご契約上の責任を負います。

■生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■保険期間の始期が契約日となります。ただし、保険料口座振替扱での月払のご契約において、契約日は保険期間の始期の属する月の翌月1日となります。

## 保険期間の始期と責任開始日について

①ご契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受取った場合



②第1回保険料相当額を受取った後にご契約の申込を承諾した場合



## 4 責任開始日前のがん診断確定による無効について

被保険者が責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合には、ご契約者または被保険者のその事実の知・不知にかかわらず、このご契約は無効となります。この場合、すでに払込まれた保険料は、ご契約者に払戻します。ただし、告知日以前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、ご契約者または被保険者が知っていた場合には、払戻しません。

## 5 保険金等をお支払いできない場合について

**次のような場合には、保険金等をお支払いできないことや保険料のお払込みの免除をしないことがあります。**

- 責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたとき
- 良性新生物等、当社所定のがん以外の疾病であるとき
- ご契約者または被保険者の故意または重大な過失により、被保険者が身体障害の状態または高度障害状態になられたとき
- 告知義務違反による解除の場合
- ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が保険金等（保険料の払込免除を含みます）を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ご契約者が保険金等を不法に取得する目的等でご契約を締結または復活され、ご契約が無効となった場合
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結または復活され、ご契約が取消しとなった場合
- 保険料のお払込みが行われず、ご契約が失効したとき

くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

## 6 保険料のお払込みについて

- 保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。ただし、保険料の振替貸付が可能な場合には、あらかじめご契約者から反対のお申出がない限り、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。この場合、所定の利率で利息（複利計算）がかかります。
- いったん失効したご契約でも、失効後6ヵ月以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。この場合、告知と、失効している期間の保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態によっては、復活できない場合があります。
- ご契約の復活を当社が承諾した場合には、当社所定の金額が払い込まれた日を復活日とし、保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日または復活日のいずれか遅い日からご契約上の責任を負います。
- 年払・半年払契約において、保険料払込期間の途中で、保険料のお払込みが不要となった場合、以下のお取扱いとなります。
  - 解約にあたっては、解約時点の未経過保険料を、解約払戻金とあわせ払戻します。
  - 死亡にあたっては、死亡時点の未経過保険料を、保険金等とあわせ払戻します。

## 7 解約について

- ご契約を解約される場合には、解約払戻金をお支払いします。なお、保険料のお払込みがないため失効したご契約についても、解約払戻金をお支払いする場合があります。
- お払込みいただいた保険料は預金とは異なり、一部は保険金のお支払いや、ご契約の締結・維持管理に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約払戻金額は、ご契約年齢、経過年月数等によって異なります。

## 8 新たな保険契約への乗り換えについて 【現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合】

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入される際には、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となる場合があります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間のご契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、解約・減額されるご契約と新たなご契約とでは異なる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

## 9 お支払いに関する手続き等の留意事項

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および保険金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 保険金等のお支払事由が生じた場合は、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる保険金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。**ただし、法人契約で死亡保険金受取人も法人の場合（法人特則が適用されている場合）は指定代理請求人による請求はできません。**

## 10 保険契約の保護について 【生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合】

**保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。**

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 11 預金ではなく生命保険であることについて 【預金等との違いについて】

**この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。**

## 12 その他下記事項についてご確認ください

給付金等のお支払いの可否や保険料払込免除のお取扱いの可否については、引受保険会社であるニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が決定させていただきます。

## 13 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

 0120-817-024

受付時間／平日（月～金曜）午前9：00～午後5：00

※土・日曜、祝日は除きます。

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

- 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。